

岡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

平成21年3月31日

市告示第283号

(趣旨)

第1条 経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営体を育成・支援するため、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第5の第1号の1に規定する貸付金(以下「農業経営基盤強化資金」という。)を借り受けた農業者に対し、利子助成金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市農林漁業関係資金補助金等規則(昭和49年市規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(利子助成の承認申請)

第2条 利子助成を受けようとする農業者(以下「農業者」という。)は、農業経営基盤強化資金を借り受けた後速やかに農業経営基盤強化資金利子助成承認申請依頼書(様式第1号。以下「依頼書」という。)に借用証書の写し及び利子助成に関する権限のうち、融資機関に委任するものを記載した委任状(様式第2号)を添えて、融資機関に提出するものとする。

2 融資機関は、毎月末日に、当月分の農業者からの依頼書を取りまとめ、農業経営基盤強化資金利子助成承認代理申請書(様式第3号)に、前項に規定する書類及び償還年次表を添えて、翌月の末日までに市長に申請するものとする。

(利子助成の承認)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、
適当と認めるときは承認し、その旨を農業経営基盤強化資金利子助成承認書(様式第4号)により融資機関に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた融資機関は、その旨を速やかに農業者に通知するものとする。

(貸付条件等の変更)

第4条 融資機関は、利子助成承認のあった貸付案件について、次に掲げる利子助成金の額の変更を伴う貸付条件等の変更を加えようとするときは、農業経営基盤強化

資金貸付条件等変更承認申請書兼承認通知書（様式第5号）により、償還年次表を添付して、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。市長の承認を得ることなく利子助成金の額が変更されたものにあつては、当該変更に係る部分について利子助成の対象としない。

- (1) 約定償還日の追加や据置期間の短縮等融資残高の減少を伴う貸付条件を変更する場合
 - (2) 災害等が発生した場合において、市が融資機関に対して要請した償還条件の緩和措置を適用する場合
- 2 前項第2号に係るものを除き、融資機関が独自の判断で行った償還条件の緩和に伴う貸付条件等変更については、これを承認しない。
 - 3 前条第1項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項中「農業経営基盤強化資金利子助成承認書（様式第4号）」とあるのは「農業経営基盤強化資金貸付条件等変更承認申請書（様式第5号）」と読み替えるものとする。
 - 4 融資機関は、利子助成承認のあった貸付案件について貸付条件の変更（第1項に係るものを除く。）をしたときは、速やかに農業経営基盤強化資金貸付条件等変更届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月23日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（融資機関代表者職・氏名） 様

依頼者住所

依頼者氏名

印

農業経営基盤強化資金利子助成承認申請依頼書

下記の農業経営基盤強化資金の借入れについて、岡山市から利子助成を受けたいので、岡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成21年市告示第283号）第2条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

農業経営基盤強化資金		借入額	実行日	貸付利率	利子助成率	償還期限	据置期限	償還方法	利子助成期間	備考
貸付決定日	貸付決定番号									
年 月 日		千円	年 月 日	年 % ()	年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	

注1 貸付利率の（ ）は、国事業による利子助成（金利負担軽減措置）後の金利を記入すること。

注2 利子助成金の振込みを希望する銀行名、口座番号及び口座名義を備考欄に記入すること。

委 任 状

受任者

（融資機関代表者名・氏名） 様

委任者

住所

氏名

印

私は、農業経営基盤強化資金の借入に係る利子助成について、下記の権限を貴殿に委任します。

記

- 1 岡山市への利子助成承認申請及び利子助成金交付申請に関すること。
- 2 岡山市への利子助成金の交付請求に関すること。
- 3 岡山市からの利子助成金の受領に関すること。

注 岡山市からの利子助成金を直接委任者名義の口座に振込みを希望する場合には、3の項目を削除し訂正印を押印すること。

農業経営基盤強化資金利子助成承認代理申請書

岡 山 市 長 様

申請者 住所
(融資機関代表者職・氏名) 印

下記の借入者から岡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱(平成21年市告示第283号)第2条第1項の規定により、利子助成承認申請依頼書が提出され、同条第2項の規定により、農業経営基盤強化資金に係る利子助成の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付決定番号	借入者氏名	借入金額	備 考
		千円	
計	件		

様式第4号（第3条関係）

第 年 月 日

（融資機関代表者職・氏名） 様

岡 山 市 長 印

農業経営基盤強化資金利子助成承認書

年 月 日付で申請のあった農業経営基盤強化資金の利子助成について、岡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成21年市告示第283号）第3条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

記

農業経営基盤強化資金		借入額	実行日	貸付利率	利子助成率	償還期限	据置期限	償還方法	利子助成期間	備考
貸付決定日	借受者名 (貸付決定番号)									
年 月 日		千円	年 月 日	年 % ()	年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	

注1 貸付利率の（ ）は、国事業による利子助成（金利負担軽減措置）後の金利を記入すること。

年 月 日

農業経営基盤強化資金貸付条件等変更承認申請書兼承認通知書

岡 山 市 長 様

申請者 住所
(融資機関代表者職・氏名) 印

平成 年 月 日付け第 号で利子助成承認の決定がありました農業
経営基盤強化資金について、下記のとおり貸付条件等の変更をしたいので、岡山市農業
経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成21年市告示第283号）第4条第1項の規
定により承認申請書を提出します。

記

利子助成承認年月日	年 月 日	
貸付決定番号		
区分	当初の貸付条件	変更後の貸付条件
貸付の相手方		
貸付金額	円	円
貸付年月日	年 月 日	年 月 日
据置期限	年 月 日	年 月 日
償還期限	年 月 日	年 月 日
約定償還日		
約定償還額		
その他の事項		
変更の理由		

注：事業計画を変更する場合には、変更する事業計画書の写しを添付すること。

上記のとおり貸付条件等の変更を承認します。

年 月 日

岡 山 市 長 印

農業経営基盤強化資金貸付条件等変更届出書

岡 山 市 長 様

申請者 住所
(融資機関代表者職・氏名) 印

平成 年 月 日付け第 号で利子助成承認の決定がありました農業
経営基盤強化資金について、下記のとおり貸付条件等の変更をしましたので、岡山市農
業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成21年市告示第283号）第4条第3項の
規定により届け出ます。

記

利子助成承認年月日	年 月 日	
貸付決定番号		
区分	当初の貸付条件	変更後の貸付条件
貸付の相手方		
その他の事項		
変更の理由		